

通報対応状況について （平成 27 年度・平成 25 年度）

○主な施設別に見る通報の状況

1. 条例対象施設 （※■H27 年度の通報 □H25 年度の通報 ）

施設種別		通報数		主な通報内容 () は関連条文)	
		H27	H25		
1 種	病院	1	1	<p>■神奈川県条例に基づく禁煙マークの表示がなく、施設内（敷地内）で入院患者の一部の人や病院職員が喫煙しており、深刻な被害を被っている。(15 条)</p> <p>□病院施設内に喫煙所がないため、正面玄関付近で日常的に喫煙している者がおり、禁煙の表示もない。(15 条)</p>	
	その他	15	26	<p>□タクシーに乗ると喫煙臭が強く、理由を伝えて降車した。車内で喫煙していたと感じた客がいたことを伝えて欲しい。(8 条)</p> <p>■先生が研究室で喫煙しており、研究室は未成年含め生徒が出入りするため困っている。(9 条)</p> <p>□銭湯の脱衣所に灰皿が置いてあり、喫煙をしている。(9 条)</p> <p>■事務スペースでの喫煙により店内に煙が漏れてくる。(11 条)</p> <p>□喫煙所からたばこの煙が漏れている。(11 条)</p> <p>■地下で、通路にも係らず灰皿が設置してある。(12 条)</p> <p>□階段部分に灰皿があったが、撤去されたのか。(12 条)</p> <p>■親子連れの利用者が、喫煙室へ子どもを連れて入っており、施設管理者も容認している。(13 条)</p> <p>□従業員が、夜間(18 時以降)、事務所や階段の吹き抜け等で喫煙しており、煙が館内全体に広まっており、18 時以降については警備の人も黙認しているように思う。(14 条)</p> <p>□パンや食料品とともにタバコを販売している酒店で、店の入口に水色の喫煙できる旨の表示がされており違和感がある。(15 条)</p>	
2 種	飲食店	居酒屋	12	8	<p>■電話で問い合わせた際に、店員から、禁煙席はあるが煙が入ってくると言う利用客もおり仕切りもないと言われた。(9 条)</p> <p>□昼間は分煙しているが、夜は喫煙可能となっている。(9 条)</p> <p>■喫煙席から禁煙席にたばこ煙がもれ出てくる。(11 条)</p> <p>□禁煙席が 4 席程度で、煙が漏れ出てくる。(11 条)</p>
		ファミレス	2	3	<p>■喫煙ルームに仕切りが無く、混雑時などは、レジや待合スペースも煙が充満して困っている。(9 条)</p> <p>□分煙の表示がしてあるが、禁煙区域でタバコの匂いが強く煙が漏れている。エアカーテンが使用されているが、基準が守られていないのではないかと。(11 条)</p>
	その他	10	9	<p>■平日の昼に利用した際、「禁煙席」を希望したが、案内された席の 2～3 席横で喫煙しており煙かった。仕切りや囲いもなかった。(9 条)</p> <p>□大規模店にも関わらずランチタイムも夜の営業も全く分煙していない。(9 条)</p> <p>□未成年者が喫煙スペースを利用しており、店舗側も容認している。(13 条)</p>	

娯楽施設	ゲームセンター・プールバー(ビリヤード)	4	3	<p>■<u>ビリヤードやダーツのあるゲームセンターでたばこの煙が煙い。分煙にするよう店舗に伝えてほしい。(9条)</u></p> <p>□<u>2つある建物のうち国道側の建物の2階は、線で喫煙と禁煙がわかれているだけである。子ども連れでよく利用するが、受動喫煙にあう。(9条)</u></p> <p>□当該ゲームセンターに土日の夕方に行くことが多いが、<u>副流煙がパチンコ店のように充満している。(11条)</u>。</p>
	その他	1	1	<p>■<u>全席喫煙可となっているインターネットカフェについて、条例違反であると思われる。(9条)</u></p> <p>□カラオケ店の従業員が<u>未成年者と大人の混合グループを喫煙区域に通している。(13条)</u></p>
	その他	2	6	<p>■店主がくわえたばこで店から出てきた。宅地建物取引業は禁煙か分煙にしなければいけないはずであり、店内に<u>分煙の仕切りはない。(9条)</u></p> <p>□表に分煙の表示はあるが、<u>喫煙区域と喫煙禁止区域が席であいまいに仕切られており、煙の臭いを感じた。条例上の仕切りや空気の流れの要件を満たしていないのではないか。(9条)</u></p> <p>□ロビーの一角に設置されている喫煙コーナーはパーティションで区切られているが開口部があり、<u>煙が禁煙区域にまで漏れ出ている。(11条)</u></p> <p>■エレベーターホールに<u>灰皿が置いてある。(12条)</u></p>
特例2種※	飲食店 居酒屋	13	1	<p>■<u>予約した際、禁煙席はないと言われた。(9条)</u></p> <p>□<u>店内が喫煙可となっているがなんとかならないのか。(9条)</u></p> <p>■<u>喫煙席から禁煙席にたばこの煙がもれ出てくる。(11条)</u></p> <p>■<u>客(未成年者)を案内する際に禁煙区域に案内していない。(13条)</u></p>
	その他	12	27	<p>■<u>全席喫煙可となっている。努力義務のお店であることは理解したが、禁煙か分煙にしてもらおうよう伝えてほしい。(9条)</u></p> <p>□お昼の時間に来店し、<u>店内が全て喫煙可で迷惑を被った。(9条)</u></p> <p>□分煙されているが、<u>禁煙席もレジ周辺も煙い。換気設備などの対策をしてほしい。(11条)</u></p>
	計	72	85	

(※特例2種施設は努力義務規定)

2. 条例対象外施設

施設種別	H27	H25	主な通報内容
コンビニ前	2	1	<p>■当該店舗では、児童を含む多くの人が行き交う<u>横断歩道の前に灰皿を設置</u>している。</p> <p>■<u>敷地内に灰皿</u>があり、住宅までたばこの煙が流れてきて、窓も開けられない。</p> <p>□<u>店頭</u>の灰皿を何とかして欲しい。喫煙場所と化しており、子供連れで店内に入るどころか前の歩道を歩くことも出来ない。</p>
屋外の公設喫煙所	8	0	<p>■敷地屋外に露天風呂があり、内風呂から露天風呂への通路に灰皿と椅子を設置した<u>喫煙所</u>がある。ドアを設置しているものの、常時開放しており喫煙者の煙が露天風呂に流入しており不愉快。</p> <p>■ビルの1階の屋外に喫煙所がある。歩道に面しており、<u>歩道近くで喫煙</u>している。その歩道は通学路になっており、受動喫煙の被害にあっている。</p>
公園	2	0	<p>■当該公園の近隣に住んでいる者であるが、<u>公園内で喫煙している者</u>がおり、煙が自宅まで流れてきて気分が悪くなる。</p> <p>■公園で子供達が遊んでいて、<u>近くで喫煙する人が多い</u>ため、受動喫煙にあうので注意喚起等してもらいたい。</p>
その他の公共的施設の敷地内	8	0	<p>■バス運転手が<u>営業所入口で喫煙</u>しており、困っている。入口にある灰皿の位置を変えて欲しい旨、また、受動喫煙防止条例についても営業所の人に伝えて欲しい。</p> <p>■病院の敷地内で喫煙している人のたばこの煙が煙くて困る。道路を挟んだ民家まで流れてきて、非常に迷惑している。</p> <p>■スーパーの敷地内にある灰皿は条例で撤去できないか。子供や通勤者が受動喫煙にあい、困っている。</p>
その他	8	1	<p>■パチンコ屋から排出されるたばこの煙により、屋外のエスカレーター利用時けむいのでどうかしてほしい。</p> <p>□施設周辺で働いているものだが、病院自体は禁煙だと思うが、歩道など<u>敷地外で喫煙</u>している職員などが非常に多く、歩いていて危険を感じることもある。</p>
計	28	2	